

(Japanese Academy of Learning Disabilities)



日本LD学会会報 第58号

事務局：〒320-0851 宇都宮市鶴田町687-9 ムギショウビル3F TEL. 028-649-0090 FAX. 649-3318
 URL. <http://www.soc.nii.ac.jp/jald/>



LDと通級指導教室

横浜市教育委員会

佐々木 徳子

平成18年は、特別支援教育にとって特に記念すべき年である。「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成18年6月15日に衆議院本会議で原案・可決された日であり、平成19年4月1日施行ということとなった。文部科学省は、平成15年3月に「これからの特別支援教育（最終報告）」を出し検討してきたが、この法律で実施の方向が明確化されたのである。更に通級指導教室にとって大きな変化が起きた。平成18年3月31日には、「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」が出され、「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する件について」という法律が改正された。施行日は平成18年4月1日としてある。これは18年度より新たに通級指導教室にLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）が対象となり、更に文部科学省告示

第54号で児童生徒に対する指導時間数を定める事が示された。それは平成5年以来である。

このようにLDを通級指導教室の対象とすることが明らかになったことは嬉しい限りである。平成4年に文部省（現在は文部科学省）は「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力校」として全国9校を協力校とし、平成11年まで研究を行ってきた。その中の1校が私が在職していた学校であった。言語・難聴・情緒通級指導教室があり、そこに個別指導教室を開設し、試みてきた。しかし、残念ながら平成11年で研究校は終わり、LDの通級指導教室は実現されなかった。今回、7年目にしてLDの通級指導教室が実現されたことは感無量である。既に成人し就職したり高校生活を送っていたりする生徒達ではあるが、自分の道を歩み出している。今後、通級指導教室の中で専門的支援がなされるよう期待している。